



# 結婚 新生活を 応援

新婚世帯にかかる  
費用の一部を補助します！

## 対象世帯

- 令和8年1月1日～令和9年3月31日の間に婚姻した世帯
- 婚姻日時点で夫婦ともに39歳以下でかつ世帯所得500万円未満の世帯

## 対象となる費用

- 住宅の取得費用
  - 住宅のリフォーム費用
  - 住宅の賃借費用
  - 引っ越し費用 など
- ※令和8年4月1日～令和9年3月31日の間に支払った経費

## 補助額

- 夫婦ともに29歳以下 ▶ **60**万円 (上限)
- 上記以外で夫婦ともに39歳以下 ▶ **30**万円 (上限)



▲詳細はこちら  
(町ホームページ)